

第 21 回 太宰府市まちづくり市民会議

平成 25 年 9 月 26 日（木） 19：00～21：00
於 プラム・カルコア太宰府 多目的ホール

1. 開会
2. 幹事会の報告
3. 自治会・コミュニティについて
4. 住民投票について
5. 閉会

次回の開催予定

第22回開催日；平成25年10月24日（木）19時00分～

於：いきいき情報センター多目的ホール

九州大学嶋田准教授による自治基本条例の主な内容と太宰府市まちづくり市民会議による意見集約

No.	嶋田准教授による条例の主な内容例	まちづくり市民会議テーマ	参加者から出された意見
1	前文	○(第15回、中学生)	○
2	<u>自治体のまちづくり原則(住民自治等)、行政運営の基本方針</u>	△(第17回)	○
3	<u>市民の権利・責務</u>	○(第9、11回)	○
4	<u>首長、議会、職員の責務(宣誓することを含む)、説明責任</u>	○(第8、12、13回)	○
5	<u>事業者の義務・責務(権利)</u>	△(第20回)	△
6	<u>人権尊重</u>	×	×
7	<u>市民参加の理念や仕組み(市民委員会)</u>	×	○
8	<u>審議会等の構成・選任規定</u>	×	△
9	<u>住民投票</u>	×(第21回)	△
10	<u>コミュニティ(or都市内分権)</u>	○(第17回、第21回)	○
11	<u>市民・企業との協働やNPO等への支援</u>	○(第17回)	○
12	<u>情報公開、情報共有、個人情報保護</u>	△(第12、13回、第20回)	○
13	<u>行政手続、組織体制、政策法務、公益通報、危機管理</u>	△(第12、13回)	△
14	<u>まちのあるべき姿</u>	○(第15回、中学生)	○
15	<u>行政分野別の施策の方向性(ただし、抽象的)</u>	△(第14回)	△
16	<u>財政運営の透明性</u>	×	×
17	<u>他の自治体、国等との連携、国際交流</u>	×	×
18	<u>他の条例や施策との関係(最高規範性)</u>	×	×
19	<u>進捗状況の公表、評価、条例の見直し</u>	×	△

凡例 { 文章化している項目
文章化する項目に含めるが、まだ文章化していない項目
文章化に含んでいない項目

■太宰府市自治基本条例(仮称)素案

●条例構造図

前 文

第〇章 総則

第〇条 目的	第〇条 用語の定義	第〇条 条例の位置づけ
第〇条 基本理念	第〇条 基本原則	
第〇条 市民の権利	第〇条 子どもの権利	

第〇章 役割と責務

第〇条 市民の役割と責務	第〇条 議会及び議員の役割 と責務	第〇条 コミュニティの役割 と責務
第〇条 市民の権利	第〇条 事業者の役割と責務	第〇条 市の役割と責務

第〇章 まちづくりにおける協働の推進

第〇条 まちづくりにおける 市の役割と責務	第〇条 まちづくりにおける 市民参加の推進	第〇条 住民参加の方法
第〇条 市政への市民参加の 推進	第〇条 市民参画	第〇条 青少年や子どもの まちづくりへの参加
第〇条 情報の共有	第〇条 情報の公開及び提供	第〇条 個人情報保護の保護
第〇条 審議会への市民参画	第〇条 住民投票	第〇条 公聴制度
第〇条 コミュニティへの 支援		

第〇章 行政運営ならびに評価

第〇条 行政運営	第〇条 総合計画	第〇条 危機管理
第〇条 行政評価及び監査		第〇条 行政手続き

第〇章 条例実践の評価と改正

第〇条 条例推進審議会	第〇条 条例の検討及び改正
-------------	---------------

自治会・コミュニティに関する追加資料

9 月 25 日の幹事会の議論を経て、下記の事項を追加します。

(コミュニティ) 第 2 条 2 項の B 案

2 コミュニティと市は、連携しながら地域福祉の実現のために協力します。

〔市の責務〕に追加する要素

- ・市は、市民と会話、議論を行い、お互いが連携して業務を進める。

住民投票に関する規定

- ・住民投票制度とは、市政運営上の重要事項について住民投票を実施する制度をいう。(市民、議員、市長が発議できる)
- ・住民投票は条例に根拠を置き、実施されるが、住民の意思を確認する必要が生じた都度、案件ごとに条例を制定する「個別設置型条例」に根拠を置くものと、あらかじめ住民投票の対象となる事項や発議の方法などを条例化しておく「常設型条例」に根拠を置くものがある。
- ・近年、自治基本条例に住民投票について規定し、その規定に基づき「常設型条例」を制定する事例が見受けられる。

【主な内容】

①〔個別設置型A〕住民投票規定を盛り込むが、事実上はなんら新しい制度を創設しないもの

例：北海道帯広市 帯広市まちづくり基本条例
(住民投票)

- 第 1 1 条 市長は、市政の重要事項について、住民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができるものとし、その結果について尊重しなければならない。
- 2 住民投票を行う場合はその事案ごとに、必要な事項を規定した条例を別に定めるものとする。
 - 3 市長及び市議会議員の選挙権を有する住民は、法令の定めるところにより、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる。

②〔個別設置型B〕地方自治法第 7 4 条の定める直接請求制度を確認するのみのもの

例：東京都三鷹市 三鷹市自治基本条例
(住民投票)

- 第 3 5 条 市内に住所を有する年齢満 1 8 歳以上の者で別に定めるものは、市の権限に属する市政の重要事項について、その総数の 5 0 分の 1 以上の者の連署をもって、条例案を添え、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。
- 2 前項の条例案において、投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。
 - 3 市長は、第 1 項の請求を受理した日から 2 0 日以内に市議会を招集し、意見を付けてこれを市議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。
 - 4 前 3 項に掲げるもののほか、第 1 項による住民投票の請求の処置等に関しては、地方自治法第 7 4 条第 2 項、第 4 項及び第 6 項から第 8 項まで、第 7 4 条の 2 第 1 項から第 6 項まで並びに第 7 4 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の例による。

③〔常設型〕住民投票制度の要件まで規定するもの

例：大阪府豊中市 豊中市自治基本条例 (案)
(市民投票)

- 第 2 8 条 市に住所を有する満 1 8 歳以上の者 (外国人を含む。第 3 項において同じ。) は、将来にわたって市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項に関し、その 6 分の 1 以上の者の連署をもって、市長に対し市民投票の実施を請求することができる。
- 2 市長は、前項の請求があったときは、市民投票を実施しなければならない。
 - 3 市民投票の投票権を有する者は、市に住所を有する満 1 8 歳以上の者とする。
 - 4 市長及び議会は、市民投票の結果を尊重しなければならない。
 - 5 住民投票の実施に関する手続その他必要な事項は、別に条例で定める。

